

税理士の皆さまへ

相続税申告は e-Tax をご利用ください



ポイント1 添付書類はイメージデータで送信可能

「戸籍の謄本」や「印鑑証明書」などの添付書類をイメージデータ（PDF 形式）で送信することができます。

- ▶ 添付書類をイメージデータ（PDF 形式）で送信することで、税務署に出向くことなく提出ができます。送信方法は次のとおりです。



送信直前まで申告内容の
差替え・訂正が可能♪

送信方法	内 容	送信可能回数
① 同時送信方式	申告・申請等データの送信時に、添付書類のイメージデータ（PDF形式）を添付して、同時に送信する方法	1 回
② 追加送信方式	申告・申請等データの送信後に、受信通知から別途、添付書類のイメージデータ（PDF形式）を追加で送信する方法	10回まで 追加送信可能

※ 1回の送信当たり最大 136 ファイル、8.0MB のデータ容量を送信できます。「①同時送信方式」だけではデータ容量が不足する場合、「②追加送信方式」を行うことで、最大 11 回（8.0MB×11 回（88.0MB））まで送信が可能です。

新着情報

令和 4 年 4 月 1 日以後の e-Tax 申告については、①又は②の方法以外に光ディスク等に添付書類のイメージデータ（PDF 形式）を保存して提出できるようになりました。

添付書類データをまとめて保存して提出できますので、是非ご活用ください。

- ※ 光ディスク等に保存するファイル数は 1,000 ファイル（1 ファイル当たり 50MB まで）まで可能です。
- ※ 提出に当たっては、e-Tax ホームページに掲載している「e-Tax による相続税申告の添付書類の光ディスク等による提出に当たっての留意事項」をご確認ください。



留意事項はこちらから

【掲載場所】 ホーム ⇒ 利用可能手続 ⇒ 相続税申告

ポイント2 データ管理・ペーパーレス化が可能

送信した申告等はデータで管理できるため、文書管理の効率化が図られます。

- ▶ 送信したデータや受付結果をファイルで保存できるため、データでの管理が可能となり、ペーパーレス化だけでなく、コスト削減（紙代・郵送料・交通費など）につながります。

ポイント3

財産取得者の利用者識別番号のみで申告可能

財産取得者（申告書を提出する方）の

- ・利用者識別番号の暗証番号
- ・電子証明書（マイナンバーカード等）
- ・本人確認書類

が全て不要です。

相続人等が複数いる場合や遠隔地にいる場合でも、申告手続きがスムーズ♪
確認方法はフローチャートでチェック！

利用者識別番号の
取得状況を確認

※利用者識別番号は、
①過去に電子申告を行った申告書の控え
②税務署からの郵送物
などから確認できます。

利用者識別番号が分かる

※既に取得している利用者識別番号を使用してください。所得税の申告などで既に利用者識別番号を取得している場合は、改めて利用者識別番号を取得する必要はありません。

利用者識別番号が分からない
(取得しているか不明)

「変更等届出書」をe-Taxで送信
※税理士による代理送信も可能

利用者識別番号を取得していない

「開始届出書」をe-Taxで送信
※税理士による代理送信も可能

利用者識別番号が
【有】の場合

既存の利用者識別番号と仮暗証番号が記載された通知書が、税務署から財産取得者宛に郵送されます。

利用者識別番号が【無】
又は
【廃止】されている場合

利用者識別番号が無い又は廃止されている旨を税務署から代理送信をした税理士等に対して電話によりお伝えしますので、「開始届出書」をe-Taxで代理送信してください。

利用者識別番号等が、
オンラインで即時発行されます。

既に利用者識別番号を取得している場合、新たな利用者識別番号を取得すると、これまでe-Taxで申告した内容を確認することができなくなりますので、ご注意ください。

※「変更等届出書」及び「開始届出書」は財産取得者の住所地の所轄税務署宛に送信してください。

参考情報

「相続税申告書の代理送信等に関するQ & A」を国税庁ホームページに掲載しています！

【掲載場所】 ホーム ⇒ 刊行物等 ⇒ パンフレット・手引 ⇒ 電子申告等関係

事前準備、送信方法などに関するお問合せ

e-Tax・作成コーナーヘルプデスク **0570-01-5901**（全国一律市内通話料金）
受付時間：月曜日～金曜日 9：00～17：00（休祝日及び12月29日～1月3日を除く。）



Q&A はこちら